

**不利益処分個別票**

所管局部課 (担当) 名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課 (環境保全対策グループ) (06-6615-7923)
処分課 (担当) 名	同上
処分の名称	水銀排出施設の構造等の改善命令、施設使用の一時停止命令
概要	水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは当該水銀排出施設の構造等の改善又は施設使用の一時停止等を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第18条の29第2項
処分基準	大気汚染防止法第18条の29第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html</a>
備考	